



2022年11月25日

各 位

会社名 HENNGE 株式会社
代表者名 代表取締役社長 小椋 一宏
(証券コード：4475 東証グロース)
問合せ先 取締役副社長 天野 治夫
(TEL. 03-6415-3660)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年11月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年12月23日に開催予定の第26期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 株主総会の開催形式（場所の定めのない株主総会）の追加

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が2021年6月16日付で施行され、上場会社において定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することが可能となりました。

このような法改正を受け、当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様への利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、現行定款第12条第2項を追加するものであります。

なお、当社は、当該変更にあたり経済産業大臣及び法務大臣によって経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けております。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日付で施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定できるようにするための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

(3) 定款の記載の整理のため、附則における制改定履歴の記載の削除を行うものであります。

2. 変更内容

変更内容は、次のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第11条 (条文省略)	第1条～第11条 (現行どおり)
(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。 (新設)	(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。 <u>(2) 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
第13条、第14条 (条文省略)	第13条、第14条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)
(新設)	<u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>(2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第16条～第45条 (条文省略)	第16条～第45条 (現行どおり)

